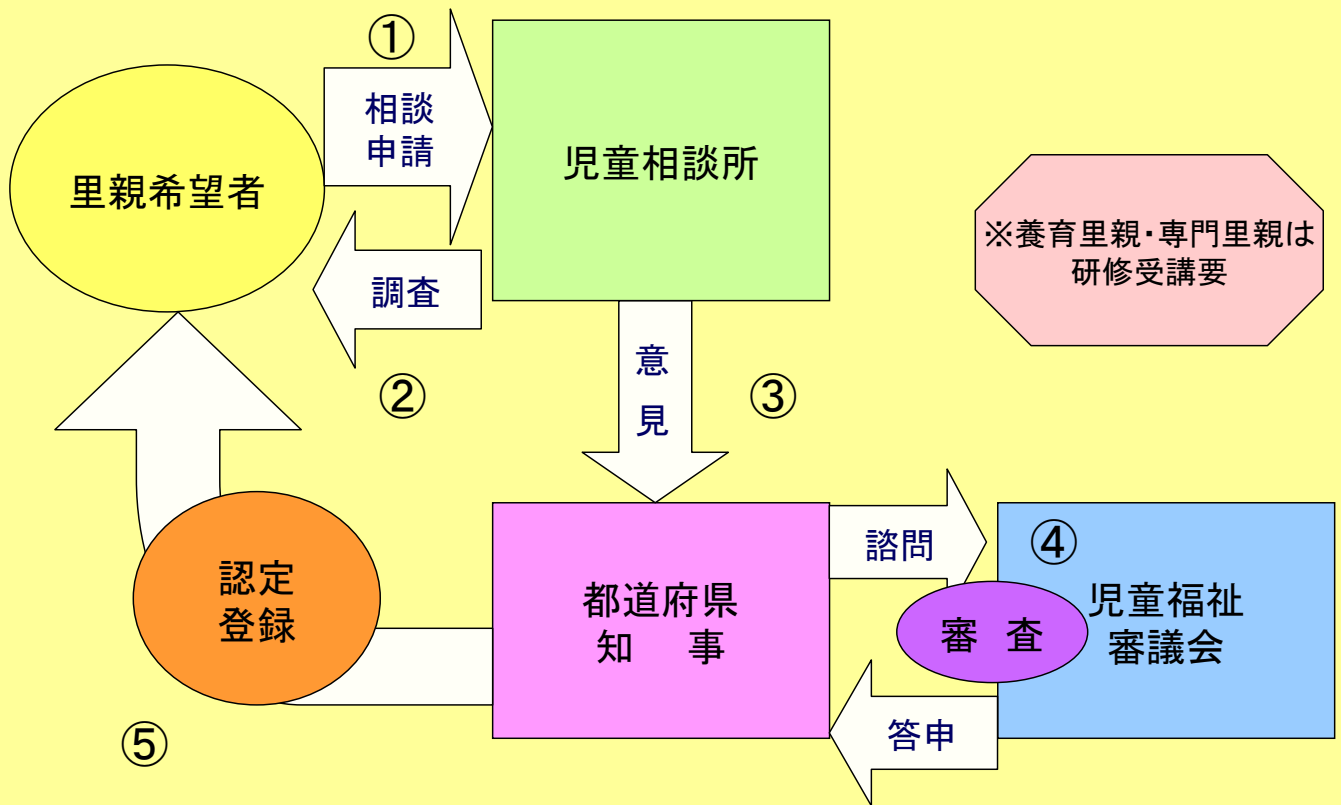


里親希望から登録までの流れ



里親の種類

法律上の規定	養育里親			
里親の種類	養子縁組を希望する者	親族里親	養育里親	専門里親
対象児童	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

里親の要件等

養育里親	専門里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
<p>○以下の①から③までのいずれにも該当すること</p> <p>①研修※を受講していること</p> <p>②養育里親を希望する者及びその同居人が欠格事由に該当しないこと</p> <p>③経済的に困窮していないこと</p>	<p>○以下の①か⑤までのいずれにも該当すること</p> <p>①次のアからウに掲げる要件のいずれかに該当すること</p> <p>ア 養育里親として3年以上委託児童の養育の経験を有するものであること</p> <p>イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が認めたものであること</p> <p>ウ その他都道府県知事がア又はイと同等以上の能力を有すると認定した者であること</p> <p>②専門里親となることを希望する者及びその同居者が養育里親の欠格事由に該当しないこと</p> <p>③専門里親研修※を受講していること</p> <p>④経済的に困窮していないこと</p> <p>⑤委託児童の養育に専念できること</p>	<p>養子縁組によって養親となることを希望する者であること</p> <p>ただし、養育里親の欠格事由に該当するなど要保護児童の委託をするために適切と認められないと都道府県が判断したものを除く</p>
<p>登録の有効期間:5年 更新研修の受講要</p>	<p>登録の有効期間:2年 更新研修の受講要</p>	

※研修については免除規定あり

②保護を要する子どもの理解について

研修のポイント

- ✚保護を要する子どもの現状
- ✚児童虐待問題

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員

保護を要する子どもの現状

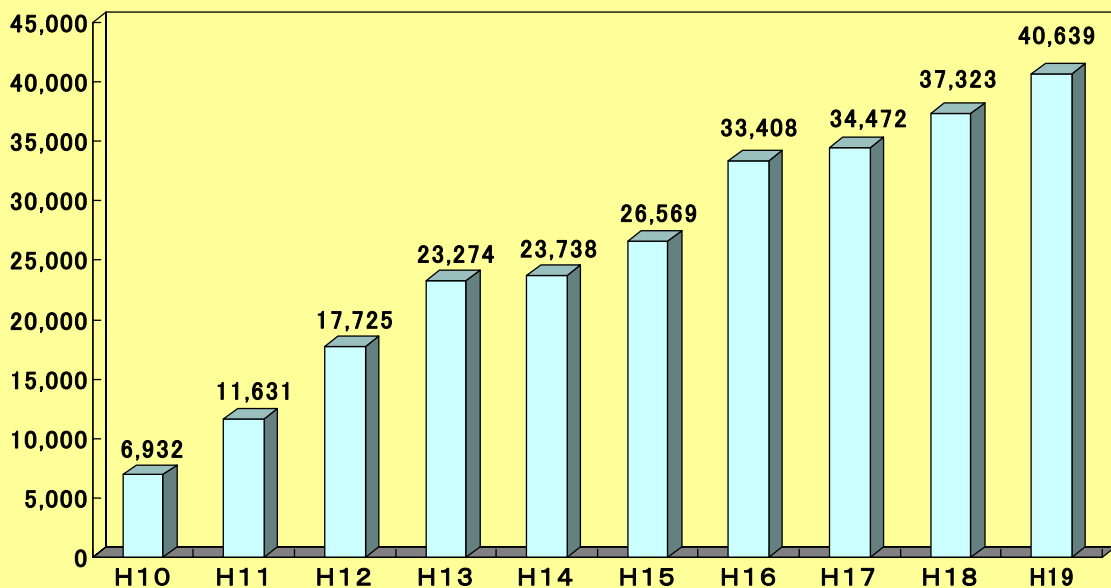
- 児童相談所における養護相談の状況(平成19年度福祉行政報告例より)

養護理由 対 応	家 出	死 亡	離 婚	傷 病	家 庭 環 境		そ の 他	計	%
					虐 待	そ の 他			
児童福祉施設に入所	192	109	131	1,265	3,913	2,373	1,068	9,051	10.8%
里 親 委 託	42	42	21	147	345	344	238	1,179	1.4%
面 接 指 導	758	210	887	5,346	33,628	16,929	8,101	65,859	78.9%
そ の 他	83	42	85	405	3,424	1,614	1,763	7,416	8.9%
計	1,075	403	1,124	7,163	41,310	21,260	11,170	83,505	
%	1.3%	0.5%	1.3%	8.6%	49.5%	25.6%	13.4%		

- 養護相談の理由の全体の割合のうち家庭環境の虐待が約半数、家庭環境のその他が約4分の1
- 養護相談が行われたうち、施設入所となる割合は10.8%、里親委託は1.4%

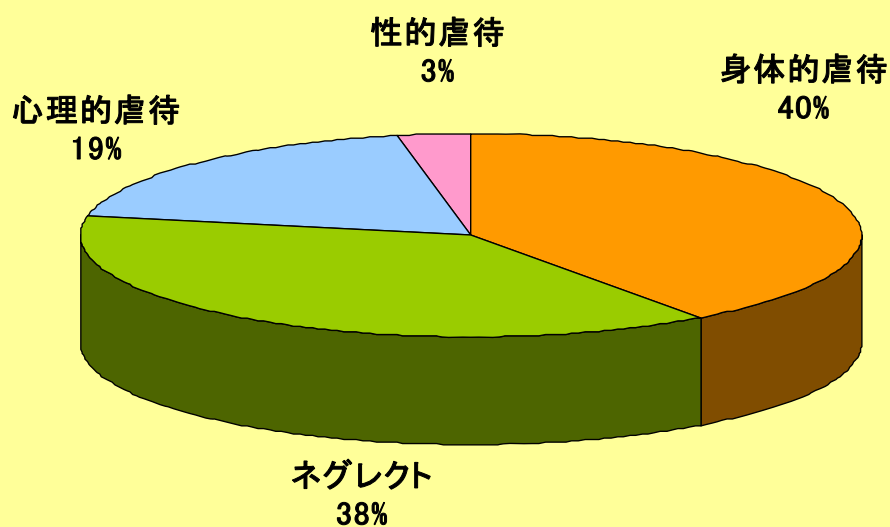
児童虐待問題

- 児童相談所における虐待相談対応件数(福祉行政報告例より)



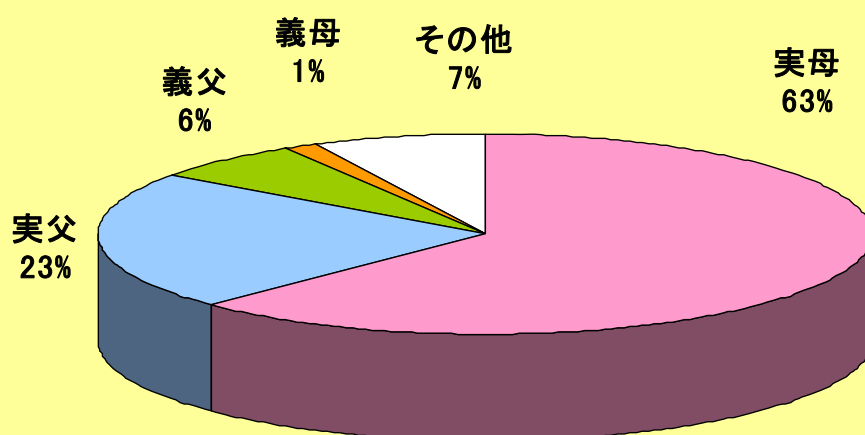
- 虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、平成19年度については、4万件を越えています。

(虐待相談対応件数のうち) 虐待の種類割合



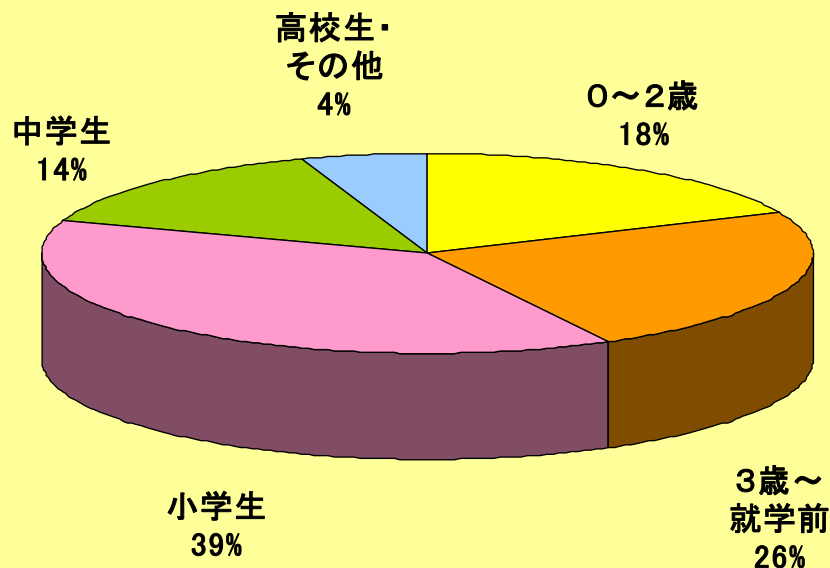
平成19年度福祉行政報告例より

(虐待相談対応件数のうち) 虐待者について



平成19年度福祉行政報告例より

(虐待相談対応件数のうち) 被虐待児童の年齢構成



平成19年度福祉行政報告例より

児童虐待が及ぼす子どもへの影響

- 身体的暴力による生命の危険、外傷による障害等
- ネグレクトによる栄養や刺激の不足による発育不良や発達の遅れ
- 虐待を受ける体験によりトラウマ(心的外傷)を抱えることから、様々な行動上の問題や精神症状等の出現
- 安定した愛着関係を形成できないことによる対人関係の持ちにくさ
- 虐待に加え、受容・評価されないことによる自尊心の欠如(低い自己評価)

③地域における子育て支援サービス

研修のポイント

■地域における子育て相談・各種支援サービス等

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
市町村職員

地域における子育て支援サービス(1)

- 市町村における児童家庭相談
平成17年度より、住民により身近な市町村において、児童家庭相談及び児童虐待通告の受理を行うことが児童福祉法上位置づけられ、相談・支援や通告の受理を行っています。
- 市町村における母子保健相談援助（保健センター等）
子どもの健康や発達についての地域における相談窓口で、保健師等の保健指導や必要に応じ医療機関への紹介を行います。また、乳幼児健康診査や、予防接種も実施しています。
- 障害福祉サービス
都道府県において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳の発行、市町村において各種在宅サービスの相談・申請を行っています。
- 民生委員・児童委員
地域の子どもや妊産婦の健康状態、生活状態を把握し、相談を受けるとともに、必要な支援を受けられるように関係機関との連絡調整を行なっています。

地域における子育て支援サービス(2)

■ 地域子育て支援拠点事業

- ①ひろば型 常設のひろばを開設し、子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、相互に交流を図る場を提供するもの
- ②センター型 子育て全般に関する専門的な支援拠点
- ③児童館型 児童館、児童センターで親子の交流やつどいの場を提供するもの

■ ファミリー・サポート・センター事業

市町村がファミリー・サポート・センター(地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織)を設立して、その会員による相互援助活動に対する支援を行うもの

■ 子育て短期支援事業

①短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者が疾病、疲労・育児不安等の身体・精神的な事由、出産・看護等家庭養育上の事由、冠婚葬祭等の社会的な事由、経済的問題等で緊急一時的に母子保護を必要とする場合に、原則7日以内で保護を行うもの

②夜間養護(トワイライト)事業

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合に児童福祉施設等で保護し、生活指導や食事の提供等を行うもの

地域における子育て支援サービス(3)

■ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図るもの

■ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するもの

④先輩里親の体験談・グループ討議

研修のポイント

グループディスカッションの流れ(例)

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
里親

グループディスカッションの流れ(例)

- ① 主催者(事務局又はコーディネーター)より研修の目的と流れについて説明
- ② 先輩里親の体験談(里親志望動機、受託の経緯、体験)
- ③ グループディスカッション
 - ※ 参加者の人数により、話しやすい人数にグループ分けを行います。
 - ※ 事務局スタッフ、里親、児童相談所職員、里親支援機関職員等がグループでの進行を行います。
 - 1) 参加者自己紹介(里親志望動機、どんな里親になりたいか等も含めて)
 - 2) 参加者から先輩里親への質問(体験談について、不安なこと、気になっていること)
 - ・テーマを設定し、ディスカッション
 - ※テーマ例:「社会的養護における里親に求められる役割」
 - 「子どもを迎えるにあたっての心構え」
 - 「子どもとの愛着関係について」
 - 「委託後によくみられる子どもの行動と対応方法について」
 - など
- ④ まとめ
 - 主催者(事務局又はコーディネーター)よりディスカッションで話し合われた内容について要約し、里親に必要な知識やノウハウについてのポイントを説明します。

⑤実習

研修のポイント

✦実習の内容(施設見学を中心に)

講師の例:児童福祉施設職員

実習の内容(施設見学を中心に)

(実習の流れの例)

- 施設職員による施設の概要説明
- 施設見学
 - ※ 動きやすい服装で参加しましょう。
 - ※ 見学中心ですが、可能であれば、おやつの時間など、子どもたちと交流ができる時間を確保するなどの工夫を行います。

認定前研修カリキュラム

- | | |
|------------------|------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ | (里親養育論) |
| ②里親養育の基本 | (里親養育論) |
| ③子どもの心 | (発達心理学) |
| ④子どもの身体 | (小児医学) |
| ⑤関係機関との連携 | (里親養育援助技術) |
| ⑥里親養育上の様々な課題 | (里親養育援助技術) |
| ⑦子どもの権利擁護と事故防止 | (里親養育援助技術) |
| ⑧里親会活動 | (里親養育援助技術) |
| ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 | (里親養育演習) |
| ⑩実習 | (養育実習) |

①里親制度の基礎Ⅱ

研修のポイント

↓里親が行う養育に関する最低基準

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員

里親が行う養育に関する最低基準(1)

- ・ 第1条 この省令の趣旨
- ・ 第2条 最低基準の向上
- ・ 第3条 最低基準と里親
- ・ 第4条 養育の一般原則
- ・ 第5条 児童を平等に養育する原則
- ・ 第6条 虐待等の禁止
- ・ 第6条の2 懲戒に係る権限の濫用禁止
- ・ 第7条 教育
- ・ 第8条 健康管理等
- ・ 第9条 衛生管理
- ・ 第10条 自立支援計画の遵守

※省令本文を配布の上説明のこと

里親が行う養育に関する最低基準(2)

- ・ 第11条 秘密保持
- ・ 第12条 記録の整備
- ・ 第13条 苦情等への対応
- ・ 第14条 都道府県知事への報告
- ・ 第15条 関係機関との連携
- ・ 第16条 養育する委託児童の年齢
- ・ 第17条 養育する委託児童の人数の限度
- ・ 第18条 委託児童を養育する機関の限度
- ・ 第19条 再委託の制限
- ・ 第20条 家庭環境の調整への協力

※平成21年4月1日以降の改正を踏まえたもの 現時点の案

②里親養育の基本

研修のポイント

- ✚ 受託から措置解除までの流れ(マッチング・交流・受託・解除・措置変更・一時保護)
- ✚ 里親委託に伴う諸手続、制度利用等(住民票異動・転入学・保険証・レスパイトケア等)

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員

受託から措置解除までの流れ(1)

✚ 受託までの流れ

①マッチング	<ul style="list-style-type: none">・児童相談所が里親委託が適当であると判断した子どもについて、子どもの状態や背景、年齢、必要な委託期間等を考慮し、子どもにとって適切な里親との組み合わせを検討します。・里親については、年齢、受託経験、実子・受託児童の有無、実子・受託児童の性別、年齢等、家族状況等を考慮します。
②委託についての打診(依頼)	<ul style="list-style-type: none">・児童相談所は、子どもにとって適切であると判断した里親に、委託について打診(依頼)し、意向の確認をします。
③面会(初回)	<ul style="list-style-type: none">・子どもとの面会を行い、里親と子どもがお互いに関係が持てるかどうかについての確認をします。
④受託についての意志決定	<ul style="list-style-type: none">・受託するかどうかについて、里親自身の意志に加え、家族の同意、体調や家庭内の状況を踏まえ、決定します。
⑤交流(面会、外出、外泊)	<ul style="list-style-type: none">・受託に向けて、子どもとの関係づくりを行うために、施設等での「面会」→施設等からの「外出」→里親宅への「外泊」と関係の状況に応じ段階的に交流をすすめていきます。
⑥正式に受託	<ul style="list-style-type: none">・交流を通じ、里親、子ども両方の意向や関係の状況から判断し、児童相談所の正式な里親委託決定にもとづき、受託します。

受託から措置解除までの流れ(2)

✚ 受託後の流れ

一時保護	里親委託中に何らかの理由で急に養育ができなくなった場合等に、児童相談所の判断により「一時保護」を行うことがあります。 (理由) 里親の家庭の事情、子どもの家庭の事情、子どもの状態の悪化、養育困難、里親による不適切な養育があった場合など
委託解除	様々な理由により里親家庭で養育ができなくなった場合や、子どもが家庭に引き取られたり、就職等で自立する場合、養子縁組が成立した場合、児童相談所が里親や子ども、子どもの保護者の意見を聴取した上で委託解除についての判断を行います。
措置変更	委託解除後も引き続き、社会的養護における養育を継続して行う必要がある場合には、児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害児施設等)や他の里親に再度入所又は委託することを措置変更といいます。

里親委託に伴う諸手続・制度利用等(1)

✚ 児童相談所からの書類

里親委託(措置)決定通知書	児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号にもとづく措置を決定したことについての書類 ※受託について公的に証明する文書にもなります。
母子健康手帳	出生前後の状況や、発達や乳幼児健康診査の状況、予防接種等の記録
保険証・受診券	・保護者の保険証がある場合は、遠隔地被扶養者証と受診券(自己負担分公費負担) ・保護者の保険証がない場合は、受診券のみ(全額公費負担)
転出証明書	前住所地の役所が発行する証明書 ※転入手続要
教科書給与証明書・在学証明書	義務教育年齢の児童の場合、在籍していた学校で転出時に発行するもの ※学校の転入手続の際必要
自立支援計画	里親委託の目的や委託期間、養育上の留意点等
児童記録の抜粋、要約	子どもの養育に必要な情報(生育歴、子どもの状態、保護者の状況等)についての児童記録の抜粋や要約
その他	子どもにより、外国人登録証明書、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳)

里親委託に伴う諸手続・制度利用等(2)

✦ 必要な手続き

住民票の転入	<ul style="list-style-type: none"> ・前住所地の役所が発行した「転出証明書」が必要 ・子どもの住民票続柄欄の記載については、「縁故者」とします。(14日以内)
学校等の転入	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の転入手続きをすると、役所から「学校指定通知書」が発行されます。 ・在籍していた学校が転出時に発行した教科書給与証明書と在学証明書を、指定された学校に提出 ※幼稚園や高等学校、専門学校の手続きについても、所定の手続きが必要
外国人登録住所変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが外国人登録を行った役所に住所変更の届出を行います。(14日以内) ※児童相談所や保護者が手続き
障害者手帳住所変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・里親の居住地の役所の障害福祉担当窓口に住所変更の届出を行います。
扶養控除申請	<ul style="list-style-type: none"> ・里親に委託されている子どもは、所得税法上の扶養親族とされ、扶養控除の対象になるため、住所地を管轄する税務署で申告手続きを行います。

里親委託に伴う諸手続・制度利用等(3)

✦ 利用できる制度

レスパイトケア	<ul style="list-style-type: none"> ・委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親が委託している子どもの養育を行います(年7日以内)。 ・児童相談所(都道府県)または里親支援機関に申し込みを行います。
パスポートの申請	<p>里親の署名で委託されている子どものパスポート申請が可能</p> <p>【通常の必要書類以下の書類を提出】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①里親登録証(原本を提示し、写しを提出) ②里親委託(措置)決定通知書(原本を提示し、写しを提出) ③事情説明書(海外渡航の目的)
保育所の利用	<p>里親の就労等により、里親に委託されている子どもが保育に欠けることとなった場合に、子どもの最善の利益の観点から、子どもがその里親に委託を継続することが適切と認められる場合には、保育所の利用が可能です。 ※児童相談所とよく相談してください。</p> <p>(費用徴収(保育所の保育料)は免除)</p>
障害児通園施設の利用	<p>子どもの障害により、知的障害児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設において専門的な療育・訓練を受けることが必要な場合は、通所指導の訓練を受けることが可能です。</p> <p>※児童相談所とよく相談してください。</p> <p>(費用徴収は免除)¹⁹³⁻</p>

③子どもの心

研修のポイント

- ↓子どもの心理発達(情緒面・愛着関係)
- ↓委託児童によくみられる行動特徴と対応上の留意点(ためし行動、退行、分離不安等)
- ↓特別な配慮を要する子どもへのケア(知的障害、発達障害、被虐待児童)

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
児童精神科医、臨床心理士

子どもの心理発達

- 乳児期
 - ・特定の養育者との関係の中で、愛着関係や基本的信頼感を形成する重要な時期
(エリクソンの発達理論、ボウルビィのアタッチメント(愛着)理論 など)
- 幼児期
 - ・自我の芽生え
 - ・反抗期
 - ・他の子どもへの興味
- 学童期
 - ・集団への適応
 - ・勤勉性の獲得
- 思春期～青年期
 - ・第二性徴
 - ・異性への関心
 - ・情緒の混乱、危機
 - ・自立への準備

委託児童によくみられる行動と対応上の留意点

■ 仮性適応

・委託直後、急激な環境の変化による緊張や不安のため、表面的に環境に適応しようとする事により、一見「お利口さん」のような印象を受けますが、無理をしているため続かず、様々な行動化を示します。

■ 試し行動

・里親が本当に自分をどこまで受け入れてくれるのかを試す行動、いわゆる「試し行動」が出現します。これは、本来、子どもが親との間で築く基本的信頼関係を、新しい養育者との間で愛情を取り戻し、新たに基本的信頼関係を築くために必要な行動になります。

・里親はできるだけ子どもの行動を受け入れるとともに、子どもとの関係ができてくるのを見ながら、少しずつ適切な行動について伝えるようにしましょう。

・この時期は、里親にとって試練の時期になります。子どもの育ってきた環境によっては、かなりひどい行動化になることがあります。抱え込まずに、児童相談所や里親支援機関、先輩の里親さんに相談しながら対応しましょう。

(試し行動の例)

○過食 ○里親から離れない(分離不安) ○里親を困らせる行動
○怒りの爆発 ○赤ちゃん返り

特別な配慮を要する子どもへのケア(1)

■ 知的障害について

・知的障害とは、知的な能力の遅れで、児童相談所における心理検査(知能検査等)により、「知的障害」と診断されたものです。

・委託当初より、知的障害が判明している場合や、子どもが成長する中で「知的障害」があるのではないかという疑いがあり、心理検査を実施したところ、「知的障害」が判明する場合があります。

・子どもによって、知的障害の程度や能力の傾向は様々です。子どもの成長に応じ、定期的に児童相談所で心理検査を受け、能力の伸びや得意なところと苦手なところなどについて理解し、日常的な生活場面での留意点、学習面での留意点を把握しておくことが重要です。

・子どもの能力や状態等に応じて特別支援学級や、特別支援学校の利用についても、児童相談所や学校とよく相談しましょう。

■ 療育手帳について

・子どもの障害の程度に応じた福祉サービスを受けるための手帳です。お住まいの市町村の福祉事務所で申請し、児童相談所で検査を受けます。既に実親が手帳取得の手続きをしている場合もありますが、里親委託後に知的障害が判明し、新たに取得が必要な場合については、実親から申請手続きをするのか、里親が申請手続きをするのかについては、児童相談所に相談の上決めましょう。

特別な配慮を要する子どもへのケア(2)①

■ 発達障害について

○発達障害の定義 ～ 発達障害者支援法第2条

この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

■ 発達障害児への対応について

・発達障害による特有の発達状況や行動の特徴に加え、個々の子どもによって、発達の状態は様々です。子どもの成長に応じ、定期的に児童相談所で心理検査を受け、能力の伸びや得意なところと苦手なところなどについて理解し、日常的な生活場面での留意点、学習面での留意点を把握しておくことが重要です。

・子どもの能力や状態等に応じて特別支援学級や、特別支援学校の利用についても、児童相談所や学校とよく相談しましょう。

・発達障害そのものによる一次的な障害のために、周囲への適応がうまくできないことから、情緒的な問題や行動上の問題に至ること(二次障害)があります。このような場合は、児童相談所に早めに相談しましょう。

(例)

・学習障害のため、学力不振になり、不登校になってしまう

・広汎性発達障害の特徴である対人関係がうまくいかないことから、被害的に受け止めることにより、精神的に不安定になる

特別な配慮を要する子どもへのケア(2)②

■ 学習障害とは？(LD: learning disabilities)

学習障害とは、基本的には全般的な知的能力に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因になるものではない。

出典: 学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査協力者会議(1999)「学習障害児に対する指導について(報告)」

■ 注意欠陥多動性障害とは？(ADHD: attention deficit /hyperactivity disorder)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

出典: 特別支援教育の在り方に関する調査研究法協力者会議(2003)「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」

■ 高機能自閉症とは？

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

出典: 特別支援教育の在り方に関する調査研究法協力者会議(2003)「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」

特別な配慮を要する子どもへのケア(3)

■ 虐待を受けた子どもへのケア

○子どもの背景についての理解

子どもの家族関係や虐待経験など、子どもの背景についてよく理解することが、子どもの状態や行動の理解につながります。

○安心感を与える

まず、里親家庭が安全で守られているという安心感を与えることが重要です。

○基本的信頼関係の構築

特定の養育者との間で愛着関係を形成し、基本的信頼関係を構築することが子どもの健全な育成を図る上で非常に重要です。

○自己評価を高める

虐待行為や否定される体験により、自己評価が低くなっているため、ほめる、大切な存在であることを伝えるなどにより、自己評価を高めることが重要です。

○里親自身の心の状態を安定させる

虐待を受けたことによる影響から、様々な問題行動や里親の負担になる言動がみられるため、心の状態を安定させることが重要です。

○児童相談所や里親支援機関等への相談や専門的なケアの検討

子どもへの対応について、児童相談所や里親支援機関への相談を行い、助言を求めたり、その中で必要に応じ心理ケアなどの専門的なケアも考慮することが必要です。

④子どもの身体

研修のポイント

- ↓子どもの健康管理
- ↓子どもの栄養管理(食育)
- ↓乳幼児健診、予防接種など

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
児童福祉施設職員、小児科医、
保健師、看護師、栄養士

子どもの健康管理

- 受託前に子どもの健康状態について、児童相談所より、出生時の状況や基礎疾患の有無、既往症、予防接種の状況等についてよく確認しておきましょう。
- 自宅から近いところに、気軽に相談できる「かかりつけ医」を持つようにしましょう。
- 子どもは急に症状が変化しやすく、病状の予測がつきにくいことも多いため、日頃からかかりつけ医との関係を十分作っておくと同時に、夜間・休日に受診が可能な医療機関を確認しておくことも重要です。
- 年齢に応じた栄養、水分の補給、保温（衣類の調節、室温の管理、寝具の調整）、運動等について配慮しましょう。
- 病気になる前の予防を心がけましょう（規則正しい生活リズム、栄養のバランスのとれた食事、手洗い・うがいの励行、歯磨き、予防接種など）
- 手術など治療方針によっては実親の承諾が必要な場合もありますので、児童相談所と十分連携することが必要です。

子どもの栄養管理～食育(1)

- 食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）のねらい及び目標
 - (1)「食育」のねらい

現在をいきいきと生き、かつ生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力を育てるとともに、それを支援する環境づくりを進めること。
 - (2)食を通じた子どもの健全育成の目標
 - 食事のリズムがもてる
 - 食事を味わって食べる
 - 一緒に食べたい人がいる
 - 食事づくりや準備に関わる
 - 食生活や健康に主体的に関わる
- 食を通じた子どもの健全育成からみた発育・発達過程に関わる特徴
 - (1)心と身体の健康
 - (2)人との関わり
 - (3)食のスキル
 - (4)食の文化と環境

子どもの栄養管理～食育(2)

■ 発育・発達過程に応じて育てたい“食べる力“

- (1)授乳期・離乳期－安心と安らぎの中で食べる意欲の基礎づくり－
 - 安心と安らぎの中で母乳(ミルク)を飲む心地よさを味わう
 - いろいろな食べ物を見て、触って、味わって、自分で進んで食べようとする
- (2)幼児期－食べる意欲を大切に、食の体験を広げよう－
 - おなかがすくリズムがもてる
 - 食べたいもの、好きなものが増える
 - 家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わう
 - 栽培、収穫、調理を通して、食べ物に触れはじめる
 - 食べ物や身体のことを話題にする
- (3)学童期－食の体験を深め、食の世界を広げよう－
 - 1日3回の食事や間食のリズムがもてる
 - 食事のバランスや適量がわかる
 - 家族や仲間と一緒に食事づくりや準備を楽しむ
 - 自然と食べ物との関わり、地域と食べ物との関わりに関心をもつ
 - 自分の食生活を振り返り、評価し、改善できる
- (4)思春期－自分らしい食生活を実現し、健やかな食文化の担い手になろう－
 - 食べたい食事のイメージを描き、それを実現できる
 - 一緒に食べる人を気遣い、楽しく食べることができる
 - 食料の生産・流通から食卓までのプロセスがわかる
 - 自分の身体の成長や体調の変化を知り、自分の身体を大切にできる
 - 食に関わる活動を計画したり、積極的に参加したりすることができる

※「食を通じた子どもの健全育成(－いわゆる「食育」の視点から－)のあり方に関する検討会」報告書 より抜粋

乳幼児健康診査

■ 乳幼児健康診査は、市町村が乳幼児に対し行う健康診査であり、発達や健康状態を把握するために非常に重要であり、必ず受診しましょう。

※市町村により実施時期や内容については異なる場合あり

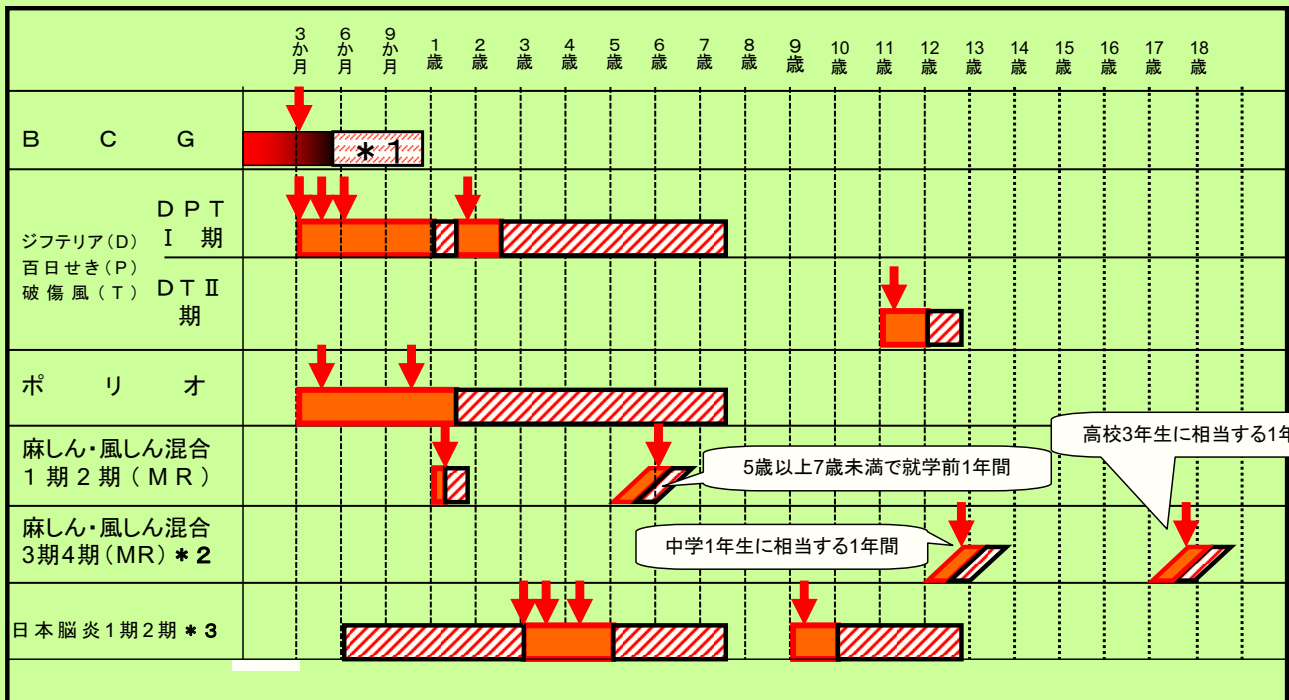
	主な目的	内 容
3～4か月健診	発育の確認、首のすわりなどの発達の確認、育児支援	問診、身体計測、医師診察、栄養相談、育児全般についての相談 など
乳児後期健診 (9か月～1歳)	発育の確認、お座りなどの発達を確認、育児支援	問診、身体計測、医師診察、歯の手入れ等について、離乳食等栄養について、育児全般についての相談 など
1歳半健診	発育の確認、ひとり歩きなどの運動面やことばの発達などについて確認、育児支援	問診、身体計測、医師診察、歯科(診察・指導・フッ素塗布)、栄養相談、育児全般についての相談、ことばの相談 など
3歳児健診	発育の確認、運動面やことばの発達などについての確認、育児支援	問診、身体計測、尿検査、医師診察、歯科(診察・指導・フッ素塗布)、栄養相談、育児全般についての相談、ことばの相談 など

予防接種

- 予防接種を受けることについての実親の承諾について、児童相談所によく確認しましょう。
- 感染症予防のために、予防接種は効果が高いため、できるだけ予防接種を受けるようにしましょう。
- 接種方法や接種日程については、市町村の保健センター等に確認しましょう。
- 持病があったり、体調や体質で気になることがあれば、接種前にかかりつけ医又は接種医に相談しましょう。
- 体調の良い時期に受けましょう。
- 接種の際には、母子健康手帳を持参しましょう。再発行が必要な場合には、最寄りの市町村に相談しましょう。

(参考) 予防接種法に基づく予防接種の種類と時期

平成20年12月現在



↓ 接種 ■ 接種が定められている年齢 ▨ 標準的な接種年齢

* 1: 予防接種法に基づく接種にはなりませんが、やむを得ない事業を有する場合のみ、任意接種で接種を認めている市町村もあります。
 * 2: 麻しん・風しん混合 (MR) 3期及び4期の実施期間は、平成20～24年度です。
 * 3: 2005年5月30日以降、接種の積極的勧奨を差し控えています。対象年齢の子どもは、同意書を記載することで、予防接種法に基づく接種として接種することができます。

※接種の方法や接種日程は、市町村保健センター等に確認しましょう。

⑤関係機関との連携

研修のポイント

- ✦児童相談所の役割と連携
- ✦里親支援機関の役割と連携
- ✦学校、幼稚園等との関係
- ✦保健・医療機関との連携
- ✦児童福祉施設との連携

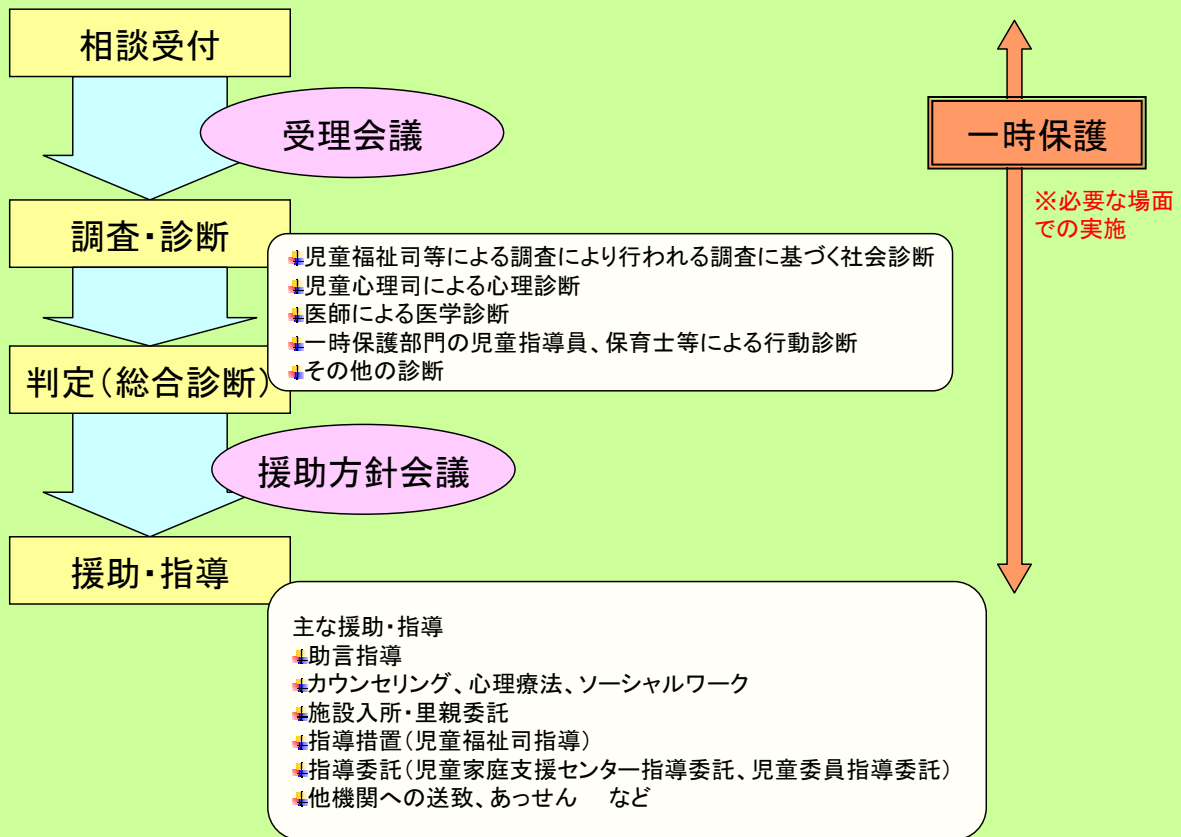
講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

児童相談所の役割と連携(1)

- 児童相談所とは
 - ・児童福祉法第12条の規定に基づき都道府県及び指定都市に設置が義務づけられている児童福祉の専門機関
 - ※中核市は任意設置
- 児童相談所における相談内容
 - ・養護相談 ～ 保護者の家出、離婚、入院等家庭での養育が困難あるいは虐待、親権を喪失した等の子どもに関する相談
 - ・保健相談 ～ 子どもの疾患に関する相談
 - ・障害相談 ～ 子どもの障害に関する相談(肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害等、重症心身障害、知的障害、自閉症)
 - ・非行相談 ～ 家出、暴力、窃盗、傷害など非行に関する相談
 - ・育成相談 ～ 性格行動、不登校、適性、育児・しつけに関する相談
 - ・その他の相談 ～ 上のいずれにも該当しない相談
里親希望に関する相談も含まれる
- 児童相談所のスタッフ
児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、児童指導員、保育士 など

児童相談所の役割と連携(2)

■ 児童相談所の役割と機能(流れ)



児童相談所の役割と連携(3)

■ 児童相談所における里親支援例

- ・対象となる子どもの特定→マッチング→交流時の支援→委託決定
- ・自立支援計画の策定
- ・養育に関する相談
 - 【相談後、必要に応じて】
 - ・子どもの診断(心理診断、医学診断)
 - ・子どもの指導・治療(心理治療)
 - ・緊急な場合の一時保護、措置変更
- ・実親への指導・連絡調整

■ 児童相談所との連携

- ・日常的に里親や子どもの状態についての情報共有が不可欠
- ・実親への対応方法については、十分相談しておく
- ・緊急時の対応連絡手段や、レスパイトなどについて普段から相談しておく

里親支援機関の役割と連携

■ 里親支援機関の役割

里親支援機関は、都道府県や児童相談所設置市からの委託を受け、里親制度についての広報啓発や育成、里親への支援を行う機関です。

(具体的な活動内容)

- ・里親の開拓(里親制度の広報啓発、キャンペーン、講演会など)
- ・里親への研修(認定前研修、更新研修)
- ・マッチング
- ・里親家庭への訪問指導、養育相談
- ・里親同士の交流促進(里親サロンなど)
- ・レスパイト・ケアの調整

■ 里親支援機関への相談、利用

児童相談所に利用可能な里親支援機関やその所在地や連絡先等を確認し、相談や上記のような様々なサービスを利用することができます。

学校・幼稚園等との連携

■ 子どもについての情報の共有と日常的な連携の重要性

～子どもが学校や幼稚園等でうまく適応するために、適切に配慮をしてもらう必要があり、必要に応じ情報を共有し、日常的にも連絡を取り合うなどの連携が必要です。また、状況に応じ児童相談所も一緒に協議することも必要です。

【協議をしておくべき内容】

- ・里親制度についての理解を求めるための説明
- ・子どもの状態について(生い立ち、健康状態、発達、問題行動、配慮を要する事項等)
- ・実親との関係について(面会通信の制限を行っている場合、保護者に子どもの住所を秘匿している場合、保護者との交流がある場合の留意点など)
- ・学校での呼び名(実名にするのか、里親の氏にするのか)
- ・里親の呼び方(お父さんお母さん、おじさんおばさん など)
- ・学習面での必要な配慮
- ・友人関係での必要な配慮
- ・行事への参加について(里親の参加、実親の参加など)

■ 緊急時の対応

～学校で子どもが問題行動を起こす、不慮の事故にあう、面会通信の制限をしている保護者が突然訪ねてくるなど緊急時に連絡を取り合う状況を想定し、緊急時の連絡方法や対応方法について日頃から確認しておく必要があります。

保健・医療機関との連携

- 保健機関との連携(保健センター・保健所)
 - ・子どもの健康や発達についての地域における相談窓口で、保健師等の保健指導や必要に応じ医療機関への紹介を行う機関
 - ・乳幼児健診や予防接種についての相談
- 医療機関との連携
 - ・自宅から近いところに、気軽に相談できる「かかりつけ医」を持つようにしましょう
 - ・子どもは急に症状が変化しやすく、病状の予測がつきにくいことも多いため、日頃からかかりつけ医との関係を十分作っておくと同時に、夜間・休日に受診が可能な医療機関を確認しておくことも重要です。
 - ・子どもに持病があったり、服薬や通院等継続的な医療ケアが必要な場合には、委託の際に児童相談所や、子どもの入所している施設から子どもの状態を確認した上で、必要に応じ、以前から治療を受けている医療機関からの里親の住所地に近い医療機関に紹介をしてもらうなど(紹介状の発行)も検討します。
 - ・主治医とは、子どもの日常的な状況についての情報交換を十分とるように努め、急な病状の変化があった場合の対応についてもあらかじめ話し合っておくことが必要です。

児童福祉施設との連携

- 児童福祉施設と里親の連携
 - ・受託前に子どもが児童福祉施設に入所していた場合は、マッチングや交流の時期から児童福祉施設と十分に連携することが必要です。
 - ・子どもの発達状態、発育、体質、食べ物の嗜好や衣類や遊具の好み、ぐずったときにあやすコツなど、子どもを養育する上での情報について十分聞いておくことが必要です。
 - ・保護者の面会や外泊等の交流がある場合には、保護者対応の留意点も聞いておくことが重要です。
 - ・子どもを受託した後も、児童福祉施設は退所後の児童のアフターケアの役割も位置づけられており、養育上の相談も行うことができます。
 - ・レスパイトのために、子どもを一時的に児童福祉施設を利用することも可能なため、児童相談所や里親支援機関と相談の上、子どもについての情報を伝えるなど十分な連携が必要です。

⑥里親養育上の様々な課題

研修のポイント

- ↓実親とのかかわりにおける留意点
- ↓真実告知
- ↓ルーツ探し
- ↓性の問題

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
児童福祉施設職員、里親

実親との関わりにおける留意点

- 子どもの家庭背景は様々で、虐待の状況から実親に委託先を秘匿しているものから、一定期間の養育の後には家庭復帰するものもあり、個々の事例に応じた対応が求められます。
- 子どもの状況に応じた児童相談所の方針に従い、
 - ・実親の対応は児童相談所のみで行い、里親は行わない事例
 - ・実親の面会や通信の制限を行っている事例
 - ・家族再統合に向けて実親の面会や外泊を行い、親子関係づくりを支援する事例など、事例に応じ、里親としてどのように関わるべきなのかについて、確認しておくことが必要です。
- 子どもの成長にとって、実親との関係づくりは不可欠であり、里親は、実親と子ども両方に支援が可能なことから、重要な役割を担っています。
- ただし、実親との間で、トラブルが生じることもあるため、その際はトラブルが大きくなる前に、児童相談所に早めに相談することが必要です。

眞実告知

- 委託時の子どもの年齢が高い場合など、既に里親に委託されることを子どもが理解している場合は別ですが、ものごとがついていない時期に委託された場合は、適切な時期に、里親が育ての親であることを伝えること「眞実告知」が必要です。
- 時期については、できるだけ小さいうちから、子どもの理解度に応じ段階的に行うことが必要です。その際、
 - ・里親と子どもの関係が安定していること
 - ・子ども自身の状態が安定していることが条件になります。
- 伝え方については、実親がやむをえない事情があつて育てることができなくなったが、里親が子どもを育てることを心から望んで子どもが里親家庭に来ることになったこと、里親にとって子どもが大切な存在であることを伝えることが重要です。
- 家庭の事情や、実親の状況についての伝え方については、今後の方針や実親との関係に関わることのため、児童相談所とよく相談しておくことが必要です。

ルーツ探し

- 里親委託されている子どもは、一般家庭で育ってきた子どもと違い、自分の生い立ちや家族についての情報が乏しいことが多く、どのようにして自分が生まれ、どこで育ってきたのか、実の親は今どこにいるのかなどの自分のルーツを知りたいという気持ちを強く持つことが、個人差はありますが、しばしば見られます。
- 子ども自身が自分が存在する意味を考えたり、自分の置かれた状況を受け入れるために大切なプロセスのため、子どもの気持ちを十分聞いた上で、どのように対応すべきかを考えることが重要です。
- 子ども自身の生い立ちや家族の状況が、聞くに耐えない悲惨な状況であることも実際にはあることから、誰からどのように伝えるのがいいかについては、児童相談所とよく相談しましょう。
- 子どもによっては、全く音信不通となっている親に会いに行くことを希望するようなこともあります。会うことによって子どもが傷ついてしまうようなことも考えられるため、子どもの状態や年齢等も考慮し、児童相談所と、子どもにとってどう支援するのがいいかについて十分相談し、子どもともよく話をした上で、対応の方法について決定しましょう。

性の問題

- 男の子では小学校高学年位、女の子では、小学校4年生前後から、いわゆる第二性徴が出現し、体つきが変わり、初潮や精通現象が見られるようになります。
- 学校でも、性教育は行われていますが、年齢や身体の変化に応じ、日常の中で同性の里親から処置の方法について教えることが必要です。
- 最近の状況として、テレビや雑誌、インターネットなどにおいて性的な情報が氾濫しており、性的な興味・関心が高くなり、性体験が低年齢化する傾向にあります。
- また、性的虐待を受けた子どもにおいては、日常生活の中で年齢にあわない性的な言動や、逆に異性との接触を極端に嫌がるなどの特徴が見られることがあります。ただでさえ、子ども自身が性の問題と向き合っていくことは大変なことの上に、こういった性的虐待の様々な影響を受け、性的な問題以外にも精神的に不安定になるなどの影響が見られることもあるため、対応については児童相談所とよく相談し、専門的なケアを受けることが必要な場合もあります。

⑦子どもの権利擁護と事故防止

研修のポイント

- ✚子どもの権利(子どもの権利条約・児童憲章等)
- ✚社会的養護における権利擁護
- ✚被措置児童等虐待
- ✚事故防止への配慮

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
児童福祉施設職員、里親

子どもの権利(1)

- 「子どもは権利の主体者」
子どもは社会の一員として尊重される権利の主体者
- 児童憲章の制定(1951(昭和26)年)
子どもの福祉を考える上での基本的理念
- 児童の権利に関する条約の制定(1989(平成元)年)
日本政府は、158番目の締約国として、1994(平成6)年に批准

子どもの権利(2)～児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。

六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。